

■初版第4刷をお持ちの方

頁・箇所	誤	正
P1 ③	この領域特有の専門用語も多いですが、	(削除)
P2 8行目	<u>生体であるヒトと、機械である義肢は本来まったくの別物である。切断肢の代わりに義肢を装着すれば、すぐにもとの肢の機能を発揮できるわけではない。この別物の二者をつなぎ合あわせ、失った肢の代わりに再びその人の足としていく、その過程をつくるのが理学療法士の役目である。</u>	切断肢の代わりに義肢を装着すれば、すぐにもとの肢の機能を発揮できるわけではない。
P2 12行目	とはいえ、	(削除)
P2 16行目	切断者個別の条件・装着する義肢の特性に応じて、獲得可能な動作能力は異なる。 <u>基本設定が行われた義肢を装着時の動作を観察しながら切断者個々の設定へと微調整するのは理学療法士の役目である。</u>	切断者個別の条件・装着する義肢の機能特性に応じて、獲得可能な動作能力は異なる。動作を観察しながら切断者個々の義肢へと微調整するのは理学療法士の役目の一つである。
P7 サイドノート 7行目	ガーゼの <u>厚みに対応</u> にくいこと、過敏な皮膚には不適応なことなど、デメリットもある。 <u>また、高価であり、サイズダウンした際には買いなおす必要がある。</u>	<u>創術部がガーゼで覆われている場合は使用</u> にくいこと、過敏な皮膚には不適応なことなど、デメリットもある。
P9 11行目	ステント留置術は従来は <u>ほかの部位</u> の動脈病変で用いられていたが、 <u>現在は</u> 下肢切断の原因となる大腿・膝蓋動脈病変に対しても積極的に施行されている。	ステント留置術は従来、 <u>四肢以外</u> の動脈病変でも用いられている。下肢切断の原因となる大腿・膝蓋動脈病変に対しても積極的に施行されている。
P19 9行目	アジャスタブルレッグやアライメントカップリングはその調整を行うための <u>義足部品である。</u>	アジャスタブルレッグやアライメントカップリングはその調整を行うための部品で、 <u>殻構造義足の場合に用いる。</u>
P25 表2		※キャプションとして追加 (写真の義足ソケットは全て右側下肢)
P32 下から12行目	<u>適応のある</u> 切断者の挑戦と、適切な理学療法がマッチしなければ、日常的に活かせる歩行の習熟	切断者の挑戦と、適切な理学療法がマッチしなければ、日常的に活かせる歩行の習熟は

	は困難である。つまり、理学療法士として義足パーツ個々の機能を理解することは、理学療法内容にも影響する <u>といえるのである</u> 。	困難である。つまり、理学療法士として義足パーツ個々の機能を理解することは、理学療法内容にも影響する。																																																																																																												
P51 図2		(d. の写真と説明文を削除)																																																																																																												
P61	図14 作業用 (a) と <u>スポーツ用</u> (b) 足部	図14 作業用 (a) と <u>多軸</u> (b) 足部																																																																																																												
P77 図7	a. 下腿切断の断端長計測	a. 下腿切断の断端長計測 (<u>膝蓋腱中点～断端末あるいは膝裂隙～断端末</u>)																																																																																																												
P109 下から3行目	階段も健側で昇り、義足から降りる <u>のが原則</u> である。	階段も健側で昇り、義足から降りる <u>二足一段法が基本</u> である。																																																																																																												
P136 表1	<p>表1 各制度で支給対象となる補装具</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害者支援法</th> <th>医療保険</th> <th>労災法</th> <th>戦傷病者特別援護法</th> <th>介護保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>義肢</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>装具</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>座位保持装置</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>車椅子</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>*2○</td></tr> <tr><td>電動車椅子</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>*2○</td></tr> <tr><td>歩行器</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>頭部保護帽</td><td>*1○</td><td>△</td><td></td><td>○</td><td>*2○</td></tr> <tr><td>収尿器</td><td>*1○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>歩行補助杖</td><td>○</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>*2○</td></tr> <tr><td>盲人安全杖</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>義眼</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>眼鏡</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>点字器</td><td>*1○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>補聴器</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>人工喉頭</td><td>*1○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>ストーマ用装具</td><td>*1○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>重度障害者用意思伝達装置</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>*1: 日常生活用具 *2: 標準的な物は介護保険のレンタルが優先</p>			障害者支援法	医療保険	労災法	戦傷病者特別援護法	介護保険	義肢	○	○	○	○		装具	○	○	○	○		座位保持装置	○		○	○		車椅子	○		○	○	*2○	電動車椅子	○		○	○	*2○	歩行器	○		○	○		頭部保護帽	*1○	△		○	*2○	収尿器	*1○		○	○		歩行補助杖	○	△	○	○	*2○	盲人安全杖	○		○	○		義眼	○		○	○		眼鏡	○		○	○		点字器	*1○		○	○		補聴器	○		○	○		人工喉頭	*1○		○	○		ストーマ用装具	*1○		○	○		重度障害者用意思伝達装置	○		○	○	
	障害者支援法	医療保険	労災法	戦傷病者特別援護法	介護保険																																																																																																									
義肢	○	○	○	○																																																																																																										
装具	○	○	○	○																																																																																																										
座位保持装置	○		○	○																																																																																																										
車椅子	○		○	○	*2○																																																																																																									
電動車椅子	○		○	○	*2○																																																																																																									
歩行器	○		○	○																																																																																																										
頭部保護帽	*1○	△		○	*2○																																																																																																									
収尿器	*1○		○	○																																																																																																										
歩行補助杖	○	△	○	○	*2○																																																																																																									
盲人安全杖	○		○	○																																																																																																										
義眼	○		○	○																																																																																																										
眼鏡	○		○	○																																																																																																										
点字器	*1○		○	○																																																																																																										
補聴器	○		○	○																																																																																																										
人工喉頭	*1○		○	○																																																																																																										
ストーマ用装具	*1○		○	○																																																																																																										
重度障害者用意思伝達装置	○		○	○																																																																																																										

		表 1 各制度で支給対象となる補装具				
		障害者総合 支援法	医療保険	労災法	戦傷病者 特別援護法	介護保険
		義肢	○	○	○	○
		装具	○	○	○	○
		座位保持装置	○		○	
		車椅子	○		○	*2 ○
		電動車椅子	○		○	*2 ○
		歩行器	○		○	*2 ○
		頭部保護帽	*1 ○	△	○	*2 ○
		収尿器	*1 ○		○	*3 ○
		歩行補助杖	○	△	○	*2 ○
		盲人安全杖	○		○	
		義眼	○		○	
		眼鏡	○		○	
		点字器	*1 ○		○	
		補聴器	○		○	
		人工喉頭	*1 ○		○	
		ストーマ用装具	*1 ○		○	
		重度障害者用意思伝達装置	○		○	
		*1:日常生活用具 *2:標準的な物は介護保険のレンタルが優先 *3:自動排泄処理装置のみ対象。手動式は対象外				
P143 1)	腰掛け便座, 特殊尿器, 入浴補助用具, 簡易浴槽, 移動用リフトの吊り具部分, 便座の底上げ部材, 自動排泄処理装置の交換可能部材がある.	腰掛け便座, 特殊尿器, 入浴補助用具, 簡易浴槽, 移動用リフトの吊り具部分, 便座の底上げ部材, 自動排泄処理装置の交換可能部材, 水洗ポータブルトイレ (2015年4月1日より追加) がある.				
P143 2) 4行目	自動排泄処理装置の14品目がある.	自動排泄処理装置, 介護用電動車椅子 (2015年4月1日より追加) の15品目がある.				
P143 3) 3行目	⑤洋式便器への取り替え (和式から様式へ),	⑤洋式便器への取り替え (和式から 洋式へ) および便器の位置・向きの変更 (2015年4月1日より追加),				